

学校施設の貸出時間の変更について

新型コロナウイルスに係る東京都の「まん延防止等重点措置」の適用に基づき、下記のとおり学校施設の貸出時間を変更します。

記

(1) 対象施設

区立全小中学校 全施設（校庭、体育館、柔剣道場）

※ 教室、会議室など貸出は引き続き休止とします。

(2) 貸出時間の変更

午後8時まで（令和3年4月14日（水）から当面の間）

(3) 使用料の取り扱い

貸出時間の変更による取消分の使用料の取扱いについては、別途各団体へお知らせします。

【お問合せ先】
墨田区教育委員会事務局庶務課施設係
Tel 5608-6497